

(19)日本国特許庁 (JP)

(12) 公開特許公報 (A)

(11)特許出願公開番号

特開2000-312638

(P2000-312638A)

(43)公開日 平成12年11月14日 (2000.11.14)

(51)Int.Cl.⁷

A 47 G 19/00

// C 08 K 5/00

C 08 L 23/10

識別記号

ZAB

F I

A 47 G 19/00

C 08 K 5/00

C 08 L 23/10

テ-マコ-ト⁷(参考)

A 3 B 0 0 1

ZAB 4 J 0 0 2

審査請求 未請求 請求項の数3 書面 (全 2 頁)

(21)出願番号

特願平11-161528

(22)出願日

平成11年4月30日 (1999.4.30)

(71)出願人 599078532

有限会社イープン南沢

京都府亀岡市西つつじヶ丘雲仙台2丁目8
番1号

(72)発明者 南澤 隆

京都府亀岡市西つつじヶ丘雲仙台2丁目8
番1号

F ターム(参考) 3B001 AA40 CC37 CC38

4J002 BB121 FD202 FD206 GC00

(54)【発明の名称】 生分解性プラスチックの業務用食器製造方法

(57)【要約】

【課題】 生分解性プラスチックを業務用食器の成型材料として使用すると、耐用期間・重量・価格において実用性がない。

【解決手段】 安価な、軽量ポリプロピレンを70%～85%、生分解添加剤を15～30%の混合材料を成形することにより、廃棄した場合、微生物分解を可能にし、価格・重量をプラスチック製の従来品とほぼ同等におさえ、かつ実用的耐用期間を確保できる。また、従来の成形金型、製造設備を流用できる。

1

【特許請求の範囲】

【請求項1】 生分解性プラスチックの耐用年を延長するため、ポリプロピレンに添加剤を混合する生分解性プラスチック食器製造方法。

【請求項2】 3年間通常使用に耐えるためにポリプロピレン80%・添加剤20%を混合し成型する生分解性プラスチック食器製造方法。

【請求項3】 耐用期間を調整するためにポリプロピレン70%・添加剤30%からポリプロピレン85%・添加剤15%の範囲で自由に分解期間を設定できる生分解性プラスチック食器製造方法。 10

【0001】

【発明の詳細な説明】

【発明の属する技術分野】この発明は、業務用食器を成型するプラスチック材料に関するものである。

【0002】

【従来の技術】従来の生分解プラスチック製品は、ゴミ袋、農業用フィルム等の目的のため、早期分解と極薄い軽量製品が作られていて、そのため、耐用期間・重量・材料価格に汎用性がない。 20

【0003】

【課題を解決する為の手段】業務用食器は、耐用期間は最低2年、使用材料は例えばサービストレーの場合300グラム以上、通常の流通価格も限定されているが、従

2

来の生分解性プラスチックは、その全てに於いて、実用性に乏しい。耐用期間を3倍に、重量を60%に価格を3分の1にし、実用的生分解性プラスチック製品を作るために、安価・軽量なポリプロピレンに、生分解性添加剤をポリプロピレン85%~70%、生分解性添加剤30%~15%の割合で混合成型することによって、業務用食器としての実用性を得られる。また、成型設備もこの混合割合を限度として、従来のポリプロピレン100%の金型と成型設備を流用することができ、ポリプロピレン製品の欠点である、静電気の帯電を著しく減少することができる。平成11年4月12日付高分子試験・評価センターの試験報告書の分解性能試験結果により証明されている。

【0004】

【発明の実施の形態】この発明の実施の分解性能試験内容は次の通りである。サンプルはサービストレー、ポリプロピレンMK71180%デグラノボンOR002520%の混合材料による射出成形品。試験方法は80°Cの熱放射テスト500時間、これは20°C土壤中に於いて42カ月に相当する。これにより34カ月頃劣化が確認され、42カ月で形状崩壊が現れている。

【0005】

【発明の効果】